

**神奈川県高校生等奨学給付金** (新入生対象一部早期給付・国公立)

～授業料以外の教育費に活用していただく返還不要の給付金です～  
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象です

- ◆ 通常申請の奨学給付金は7月から受付を開始し、1年分を一括給付しますが、令和2年度新入生のうち、希望される方は4月～6月分(年額の4分の1)を前倒しで受給することができます。
- ◆ 7月～翌年3月分も受給を希望される場合は、後日(7月以降)別途申請が必要になります。
- ◆ 7月以降受付を開始する通常申請でお申込みいただく場合は、1年分を一括給付します。

**1 申請できる方** 令和2年4月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯**申請は2回  
必要です****(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。**

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。(早期給付制度がない都道府県もあります。)

**(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。**

- 保護者の年収目安が約270万円未満※の世帯が対象となります。

※ 4人家族(両親・子ども2人)の場合の目安です。家族の人数等によって年収目安は変わります。

<生活保護(生業扶助)受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)>

4～6月分の給付は令和2年4月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認し、7月～翌年3月分の給付は令和2年7月1日現在の生業扶助の措置状況がわかる書類で確認します。

<住民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」という。)>

4～6月分の給付は令和元年度(平成31年度)の課税証明書等により確認し、7月～翌年3月分は令和2年度の課税証明書等により確認します。

※一部早期給付では個人番号(マイナンバー)を利用しません。

- 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税の場合は対象外となります。

**(3) 対象となる高校生等が新入生として高等学校等に在籍していること。**

- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。  
※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。
- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

**2 申請期限(1回目) 令和2年6月30日(火)**

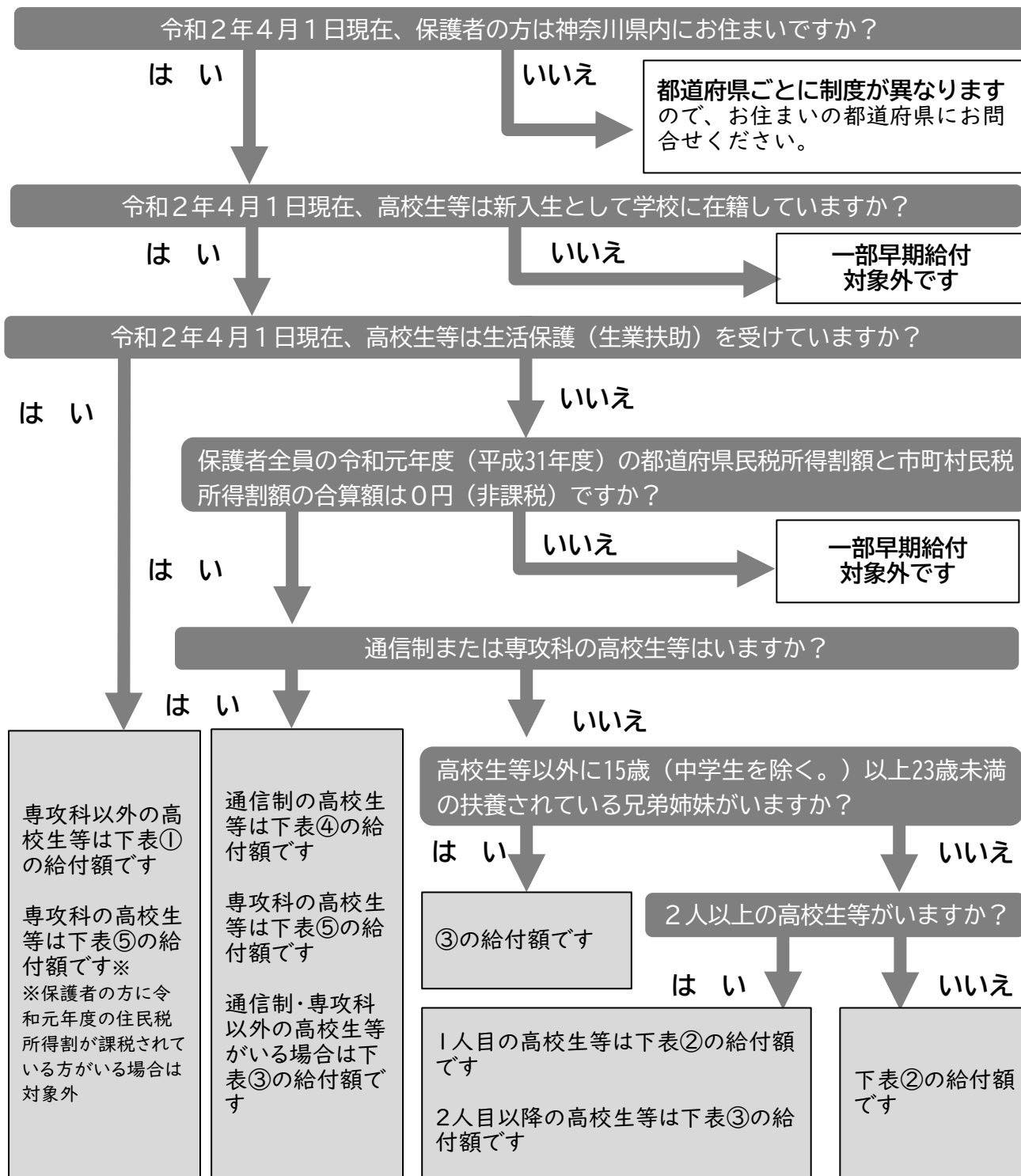
- 令和2年7月から通常申請を受け付けます。お急ぎでない方は、通常申請でお申込みください。(通常申請の場合年1回の申請で年額を給付します。)
- 高校生等を複数名扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

**3 支給時期(1回目) 申請した月の2か月後の末頃を予定(8月末頃支給)**

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。  
問合せ先:神奈川県立瀬谷高等学校 事務室 電話 045-301-6747

# 高校生等奨学給付金（一部早期給付）給付対象者及び給付額確認シート



**給付額** 4月1日と7月1日の世帯状況に基づき下記の額を給付します。

世帯状況	4月～6月分	7月～翌年3月分	合計
①生活保護世帯（全日制・定時制・通信制）	8,075 円	24,225 円	32,300 円
②非課税世帯 第1子（全日制・定時制）	21,000 円	63,000 円	84,000 円
③非課税世帯 第2子（全日制・定時制）	32,425 円	97,275 円	129,700 円
④非課税世帯（通信制）	9,125 円	27,375 円	36,500 円
⑤非課税世帯（専攻科）	9,125 円	27,375 円	36,500 円

※世帯の収入状況の変化等により上記の合計と異なる給付になる場合があります。